

宮代町集合住宅宅配ボックス設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、再配達で排出される温室効果ガスの削減による環境負荷の軽減を図るとともに、運送事業者の負担軽減にも寄与するため、町内既存集合住宅に宅配ボックスの設置を行う者に対し、予算の範囲内で宮代町集合住宅宅配ボックス設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、宮代町補助金等の交付手続等に関する規則（昭和58年宮代町規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、既存集合住宅とは、町内に存在する、同一棟に2世帯以上がそれぞれ独立して家庭生活を営むことができる構造の住宅（それぞれが専用の玄関、キッチン、トイレ、1以上の居住室を有し、コンクリート壁や板壁などの固定的な仕切りで同一棟内の他の住宅と完全に遮断されている状態の住宅をいう。）で、補助金申請時に竣工済みである住宅をいう。ただし、公的な住宅を除く。

(補助対象設備)

第3条 補助対象となる宅配ボックス（以下「補助対象設備」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 埼玉県集合住宅宅配ボックス設置補助金交付要綱（以下「県要綱」という。）別表1に規定する要件を満たすものであること。
- (2) 既存集合住宅の住民が等しく利用できるものであること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 賃貸既存集合住宅を所有する者又は建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する区分所有者の団体を管理する者であること。
- (2) 個人町民税、法人町民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税（以下「町税等」という。）を滞納していないこと。
- (3) 県要綱第2条に規定する事業実施主体の要件を満たす者であること。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象設備の設置に係る費用のうち、宅配ボックスの購入費及び設置に係る工事費とする。ただし、次に掲げる額を除く。

- (1) 消費税及び地方消費税に相当する額
- (2) クーポン券又はポイントで支払った額に相当する額

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（当該額に千円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額とする。）とし、1棟につき10万円を限度とする。

2 既存集合住宅に係る補助金の交付申請は、棟ごとに1件の申請として行うものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宮代町集合住宅宅配ボックス設置補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、指定する期間内に町長に提出しなければならない。

- (1) 宅配ボックスの購入及び設置に係る経費の内訳が分かる見積書の写し
- (2) 宅配ボックスの仕様等が確認できるカタログ等の写し
- (3) 位置図又は見取図等の宅配ボックスの設置場所が分かる書類
- (4) 設置予定箇所の状況が分かる写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定により、申請書の提出があったときは、補助金の交付の可否を決定し、宮代町集合住宅宅配ボックス設置補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(計画の変更又は中止)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定に係る宅配ボックスの購入等の計画（以下「計画」という。）の内容を変更し、又は計画を中止しようとするときは、宮代町集合住宅宅配ボックス設置補助金変更等申請書（様式第3号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、交付決定者は、交付決定を受けた補助金等交付額の増額を要することとなる計画の変更については、申請することができないものとする。

3 町長は、第1項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、結果を宮代町集合住宅宅配ボックス設置補助金（変更・中止）承認通知書（様式第4号）により交付決定者に対して通知するものとする。

(実績報告及び交付請求)

第10条 交付決定者は、宅配ボックスの購入等の完了後、宮代町集合住宅宅配ボックス設置補助金実績報告書兼請求書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 宅配ボックスの購入等をしたことが分かる書類
- (2) 補助対象経費の内訳が分かる書類
- (3) 設置後の状況が分かる写真

(4) 振込口座が確認できる書類の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の報告書の提出期限は、宅配ボックスの購入等をした日から起算して1月を経過する日又は交付決定日の属する年度の2月末日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定通知)

第11条 規則第14条の規定による補助金の額の確定は、宮代町集合住宅宅配ボックス設置補助金交付額確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(財産処分の制限)

第12条 宅配ボックスは、規則第18条第2号のその他町長が定めるものとする。

2 規則第18条ただし書に規定する町長が定める期間は、補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月1日から起算して5年間とする。

3 交付決定者は、前項に規定する期間が経過する前に、補助金の交付を受けて設置した補助対象設備を処分しようとするときは、宮代町集合住宅宅配ボックス設置補助金に係る財産処分承認申請書(様式第7号)により町長の承認を受けなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助対象者の要件に該当しないことが判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(3) その他町長が不相当と認めたとき。

(状況報告・立入調査)

第14条 町長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し報告を求め、又は関係職員を派遣して補助対象となった宅配ボックスの使用状況を調査させることができる。

(書類の整備)

第15条 交付決定者は、補助対象設備に係る支出を明らかにした帳簿等の書類を整備し、当該補助事業完了日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。